2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由が有る場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成28・29・30年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売」のＡ、Ｂ、Ｃ又はＤの等級に格付され、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
⑷　電気事業法第３条第１項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を受けている者又は同法第16条の２第１項の規定に基づき特定規模電気事業者として届出を行っている者であること。
⑸　二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件に関し、入札説明書等に掲げる入札適合条件を満たす者であること。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒204―0024 東京都清瀬市梅園一丁目４番６号　労働安全衛生総合研究所管理部管理課経理係　電話042―491―4512
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から上記３⑴の交付場所にて交付する。
⑶　入札書の受領期限　平成29年３月３日13時
⑷　開札の日時及び場所　平成29年３月３日14時　労働安全衛生総合研究所会議室
4　その他
⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　封印した入札書に本公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならず、当該書類に関し開札日の前日までの間において，契約担当役から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると契約担当役が判断した者であって、独立行政法人労働者健康安全機構会計細則第42条に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
5　Summary
⑴　Contracting Entity: Yasuo Toyosawa The Obligating Officer, Director of Japan Organization of Occupational Health and Safety National Institute of Occupational Safety and Health, Japan
⑵　Classification of the products to be procured: 26
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased:
①　Electricity to be used in the Japan Organization of Occupational Health and Safety National Institute of Occupational Safety and Health, Japan Kiyose district contract 372kW. The estimated electricity 1,040,930kWh.
②　Electricity to be used in the Japan Organization of Occupational Health and Safety National Institute of Occupational Safety and Health, Japan Noborito district contract 281kW. The estimated electricity 1,440,115kWh.
③　Electricity to be used in the Japan Organization of Occupational Health and Safety Japan Bioassay Research contract 710kW. The estimated electricity 3,905,488kWh.
⑷　Delivery period: From 1, April, 2017 through 31, March, 2018
⑸　Delivery place: Specified by the obligating Officer
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall:
①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting, Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause,
②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting,
③　have Grade A or B or C or D in “Sales of products” for participating in tenders by Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in Kanto-Koshinetsu Region,
④　Have permission to be a general electric enterprise in accordance with article 3, section 1 of the Electricity Utilities Industry Law, or have registered as a specified scale electric enterprise in accordance with article 16―2, Section 1 of the same law
⑤　Fulfill the requirement mentioned in the tender manual that are stated from the viewpoint of reducing CO_2
⑺　Time-limit for tender: 1:00 PM 3, March, 2017
⑻　Contact point for the notice: Procurement Section, Accounting Division, National Institute of Occupational Safety and Health, Japan Kiyose district 1―4―6 Umezono Kiyose-shi Tokyo-to 204―0024 Japan, TEL 042―491―4512

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成29年1月13日
契約担当役
独立行政法人労働者健康安全機構
横浜労災病院長　梅村　　敏

◎調達機関番号　590　◎所在地番号　14
○第121号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　26
⑵　購入等件名及び数量　①横浜労災病院で使用する大口ガス　13Ａ　3,687,000㎥　②横浜労災病院で使用する電気　45,946,938kWh
⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　納入期間　平成29年４月１日から平成32年３月31日
⑸　納入場所　横浜労災病院
⑹　入札方法　入札金額は以下のとおりとする。①については、各社において設定するガス料金に対する単価（基本料金単価）及び使用量に対する単価（ガス料金単価）を根拠とし、あらかじめ別途提示する月ごとの予定契約ガス及び予定数量に基づき算出した各月の対価の履行期間に対する総額を記載すること。②については、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用量に対する単価（電力料金単価）を根拠とし、あらかじめ別途提示する月ごとの予定契約電力及び予定数量に基づき算出した各月の対価の履行期間に対する総額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人、又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売」のＡ、Ｂ、Ｃ又はＤの等級に格付され、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。